

品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

制定 昭和52年10月18日 区長決定

改正 昭和60年 4月要綱第138号 改正 昭和62年11月要綱第 70号

改正 平成 9年 1月要綱第 10号 改正 平成14年 6月要綱第100号

改正 平成16年 3月要綱第 24号 改正 平成19年 3月要綱第 59号

改正 平成24年 5月要綱第 173号 改正 平成26年4月1日要綱第 57号

改正 平成27年12月28日 区長決定 要綱第 538号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月要綱第143号）に定めるほか、障害者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する自動車運転免許を取得するときまたは道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の5に規定する総排気量等の限定解除のときに要する経費の一部を助成することにより、もって心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象とする者は、次に掲げる各号の要件（以下「資格要件」という）に該当するものとする。

- (1) 障害の程度が3級以上の身体障害者手帳または4度以上の愛の手帳の交付を受けている者であって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23号に規定する適性試験に合格したものであること。ただし、内部障害者については4級以上、下肢または体幹の障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、歩行が困難である者を含むものとする。
- (2) 道路交通法第96号第1項に規定する運転免許試験について普通免許の受験資格を有する者であること。
- (3) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者であること。
- (4) 本人の前年の所得税が、別表に定める額の者であること。

(5) 補助の申請日の3ヵ月前から引き続き区内に住所を有する者であること。

(6) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者であること。

(助成対象経費および限度額)

第3条 助成の対象とする経費（道路交通法第96号に規定する指定自動車教習所およびこれに準ずる施設において、自動車の運転について教習を受ける場合に要する経費に限る）および限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、免許取得を必要とする理由を明らかにして、次の書類を教習所等へ入校する前に、区長に申請しなければならない。

(1) 障害者自動車運転免許取得助成資格認定申請書（第1号様式）

(2) 身体障害者手帳の写し

(3) 運転免許試験場により交付された身体適格審査書の写し（身体障害者のみ）

(4) 前年の所得税額を証明する書類の写し

(認定・却下通知)

第5条 区長は、前条の申請を受理したときは、調査書（第2号様式）による調査を行ったうえ、速やかに資格要件を審査し、障害者自動車運転免許取得助成認定通知書（第3号様式）または障害者自動車運転免許取得助成却下通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条による認定の通知を受けた者（以下、「認定資格者」という。）は、運転免許取得後、すみやかに次の書類を区長に提出し、第3条に規定する助成金を請求するものとする。

(1) 心身障害者自動車運転免許取得経費補助金請求書（第5号様式）

(2) 自動車運転免許証の写し

(3) 第3条に規定する経費を支払ったことを証する書類（領収証、明細書等）の写し

(4) その他、助成金交付に際し必要と認められる書類

(認定資格の消滅)

第7条 認定資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 区内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 免許の取得を放棄したとき。

(認定資格消滅の通知)

第8条 区長は、前条の規定により認定資格が消滅したとき、障害者自動車運転免許取得助成資格消滅通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、区長は、当該助成金をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第10条 認定資格者は、次に掲げる事由が生じた場合には、障害者自動車運転免許取得助成資格変更・消滅届（第7号様式）により、その旨を区長に報告しなければならない。

- (1) 免許の取得を放棄したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 氏名を変更したとき。
- (4) その他、区長が特に必要があると認めたとき。

付 則

この要綱は、昭和52年10月18日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年11月1日から施行し、昭和62年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年3月15日から施行し、平成16年3月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補 助 額	限 度 額	
道路交通法第84条 第3項に規定する第1 種普通自動車免許の取 得に直接要する経費	対象となる経費の実 支出の3分の2の額 (百円未満の端数が生じ た場合は切り捨てる) とする。 前年所得税額により 限度額を右記のとおり 定める。	前年所得税額	補助限度額
		0円	164,800円
		1～ 42,000円	144,200円
		42,001～ 400,000円	123,600円
道路交通法施行規則 第18条の5に規定す る限定解除で、排気量 等の限定解除に直接要 する経費	対象となる実支出額	20,600円	

備考 「直接要する経費」とは、自動車運転教習所等の入所料、技能および学科教習料ならびに教材費とする。

心身障害者自動車運転免許取得経費補助資格認定申請書

年 月 日

品川区長 あて

住所 品川区 丁目 番 号

申請者 氏名 印

生年月日 年 月 日生

個人番号

下記により、自動車運転免許取得経費補助の資格認定を受けたく申請します。

身体障害者手帳 愛 の 手 帳		都道府県・市 第 号 年 月 日交付			
障 害 名				障害程度	級・度
教 習 所	名 称				
	所 在 地				
	入所予定月日	年 月 日	退所予定月日	年 月 日	
申 請 理 由					

※身体障害者手帳の写し、身体適格審査書の写し（身体障害者のみ）、前年の所得税額を証明する書類の写しを添付すること。

様式第2号

調查書

申請書氏名				生 年 月 日		年 月 日	
住宅および 居 住 期 間		品川区 年 丁目 番 号 月 日から 年 ヶ月					
手 帳 番 号		都道府県 第 号 (年 月 日 交付)					
障 害 名 および等級		[級]					
適性試験合格の有無		有 ・ 無					
他の助成制度利用の有無		有 ・ 無					
世帯員の 状 況	氏 名	続柄	年齢	職 業	前年分の所得税額	備 考	
		本人					
特記 事項							
年 月 日 調査者氏名 ㊞							

心身障害者自動車運転免許取得
経費補助資格認定通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日申請のありました心身障害者自動車運転免許取得経費補助の
資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号	助成予定 金 額	円
-------	-------	------	-----	-------------	---

- 備考
1.

品川区心身障害者自動車運転免許取得経費補助要綱に基づき、第1種普通自動車の運転免許取得経費について、最高164,800円まで補助します。(ただし、対象となる実出費の2／3の額とする。また、前年所得税額により、限度額が異なります。)
2.

要綱を遵守し、補助金をご請求ください。

第4号様式

心身障害者自動車運転免許取得経費補助却下通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日に申請のありました心身障害者自動車運転免許取得経費補助の資格について、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

却 下 理 由	
------------------------------	--

心身障害者自動車運転免許取得経費補助金請求書

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

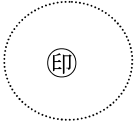
品川区心身障害者自動車運転免許取得経費補助要綱に基づき、 年 月 日第 号
により資格認定を受けた補助金として上記金額を交付願いたく申請いたします。



年 月 日

住所 品川区 丁目 番 号

氏名



品川区長 あて

※自動車運転免許証の写し、経費を支払ったことを証する書類（領収証等）の写しを添付すること。

第6号様式

心身障害者自動車運転免許取得経費補助資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

あなたは、下記の理由により心身障害者自動車運転免許取得経費補助資格が消滅しましたので通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日	認 定 番 号	第 号
資 格 消 滅 年 月 日	年 月 日		
資 格 消 滅 理 由			

第7号様式

心身障害者自動車運転免許取得経費補助資格変更・消滅届

年 月 日

品川区長あて

住所

氏 名 印

下記のとおり、心身障害者自動車運転免許取得経費補助資格が変更・消滅したので届け出ます。

記

[illegible]